

令和6年7月11日

第7回定例会  
議事録

文京区教育委員会

# 文京区教育委員会議事録

第 7 号

令和6年 第7回 定例会

日時：令和6年7月11日（水）午後2時

場所：区議会第二委員会室

「出席」	教 育 長	丹 羽 恵 玲 奈
	教育長職務代理者	清 水 俊 明
	委 員	坪 井 節 子
	委 員	小 川 賀 代
	委 員	福 田 雅

「説明のために出席した教育局職員」	教育推進部長	吉 田 雄 大
	教育総務課長	熱 田 直 道
	学務課長	中 川 景 司
	教育推進部副参事	宮 原 直 務
	教育指導課長	山 岸 健
	教育施設推進担当課長	藤 咲 秀 修
	児童青少年課長	鈴 木 大 助
	教育センター所長	木 口 正 和
	真砂中央図書館長	猪 岡 君 彦

「書記」	庶務係長	大 川 育 子
	庶務係主事	星 考 貴

令和6年

## 第7回教育委員会定例会

令和6年7月11日（木）午後2時  
場 所 第二委員会室  
議事録署名人 清水俊明委員

### 第1 議事録の承認

議事録第4号（令和6年第4回定例会）

議事録第5号（令和6年第5回定例会）

### 第2 議案の審議

第32号議案 「小学生1.2<sup>キロ</sup> 2.4<sup>キロ</sup>走」の後援名義の使用について

第33号議案 「オレンジフェスタ～親子でワクワク体験しよう！拓大の世界～」の後援名義の使用について

第34号議案 文京区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則

### 第2 報告事項

- (1) 令和6年6月定例議会の審議概要について (資料第1号)
- (2) 文京区立小・中学校特別教室改修工事設計業務委託事業者の決定について (資料第2号)

### 第3 その他の事項

「開 会」

(14:00)

○教育推進部長 本日の議題に入ります前に、事務局からご報告がございます。

去る6月27日に開催されました区議会本会議におきまして、丹羽恵玲奈教育長が教育長任命の同意を得て教育長に任命されました。

任期は令和6年7月8日から令和9年7月7日まででございます。

以上でございます。

○丹羽教育長 それでは、一言ご挨拶申し上げます。

7月8日付で着任いたしました丹羽でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私は、直前は東京都の主税局総務部長を務めておりまして、長い行政経験はございますが、教育分野は初めてでございます。個人的には区民でございます、子ども2人とも区立の小・中学校を卒業しております。こうした長い行政経験と一区民、また一保護者として、これまでの経験を生かせればと考えております。

文京区の教育行政はいろいろな課題がございます、喫緊の課題もありますし、長い目で見なければいけない課題もございますけれども、子どもたち1人1人が健やかに成長して、たくましく生きていく力をつけられるように教育行政全般に全力で取り組んでまいりたいと思っておりますので、引き続き委員の皆様にはご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

それでは、第7回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

まず、出席状況から確認させていただきます。委員は、全員ご出席いただいております。理事者は、宇津木教育推進部副参事が欠席しております。

本日の議事録署名人でございますが、清水委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(はい)

## 第1 議事録の承認

議事録第4号（令和6年度第4回定例会）

議事録第5号（令和6年度第5回定例会）

○丹羽教育長 それでは、議案日程に入らせていただきます。

第1「議事録の承認」でございます。議事録第4号及び第5号がお手元にあるかと思ひます。事前にご確認いただいておりますが、もし訂正の必要がございましたら、この会の終了までにお申し出いただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

## 第2 議案の審議

第32号議案 「小学生1.2キ。 2.4キ。走」の後援名義の使用について

○丹羽教育長 それでは、議案の審議に入らせていただきます。本日の審議は3件でございます。まず1つ目が、第32号議案「小学生1.2キロ、2.4キロ走」の後援名義の使用についてでございます。この件について、説明をよろしくお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第32号議案、「小学生1.2キロ、2.4キロ走」の後援名義の使用につきまして、提案理由をご説明いたします。

1ページの後援名義使用申請書をご覧ください。

申請団体は、NPO法人大江戸。

代表者は、橋本直和でございます。

事業名は、「小学生1.2キロ、2.4キロ走」。

実施は、令和6年12月7日（土）を予定しております。

実施場所は、教育の森公園及びその周辺でございます。

本事業は、小学生の体力増進及び交流を目的としております。

対象は、小学生でございます。

参加費は1200円となっております。

このほか、資料といたしまして、実施要綱、事業予算書、定款等がございます。

以上の内容を、後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 この説明につきまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

○小川委員 1人当たりの参加費が1200円かかっている、内訳を見ますと、チラシはわかるんですが、インターネット6万円というのがよくわからない。それにプラスしてネット手数料。保険はわかるとして、計測代とかが、子どもの体力増進のためにやるという取り組み自体は賛同できるものかなと思うのですが、1人1200円ずつ取って実施する内容であるのかどうかということを確認させていただきたいので、追加の説明をお願いいたします。

○教育総務課長 今ご質問いただきました件ですが、まず、インターネットというのはこの事業を周知するためのホームページの改修等、そういったものにかかる費用と聞いています。

ネット手数料は、申し込みを受け付けするときに、ネット上でエントリーをしますので、そのための経費ということになっております。

計測代ですけれども、1人ひとりICチップをつけて、スタート地点とゴール地点にそれを読み取るリーダーを設置して、そこを通過すると正確なタイムが記録されるという形になっておりまして、その計測に要する費用ということで、20万円という形で計上されています。

ふだんの学校では1.2キロとか、ちょっと長めの距離をタイムを計測する機会も少なくなっているということで、子どもの体力増進、運動能力増進というところに本事業は資するものと事務局としては考えているところでございます。

○丹羽教育長 よろしいですか。

ほかにご質問等はございますでしょうか。

○坪井委員 今のご説明でわかったのですが、現在の学校現場で子どもたちが長距離走に臨むということもあるのですか。計測がないだけで、小学生が1000メートルとかというのは体育の

時間とかにあるのでしょうか。実情を聞かせてください。

○教育指導課長 現在、小学校では無理のない速さで、5～6分程度持久走をすることはございます。ただ、昔ながらのマラソン大会ですとかそういったことについては小学校では、やっている学校もありますが、あまり見られなくなってきました。中学校においては、長距離走が単元でございますので、少し長い距離を授業の中で走ったりすることもございます。

○丹羽教育長 ほかにご意見。

○福田委員 これは公道を走るという理解で合っていますか。小うるさいことを言うつもりは全くないのですが、公道を100人一斉に走ったときの安全と、苦情なんかも、部活動で問題になっていることなので、ちょっと気になったものですから、教えてください。

○教育総務課長 こちらは公道を走る形になります。

今回、教育委員会の後援名義の申請が来たのは初めてなのですが、以前から区のほうでは同じ事業に後援を出しておまして、何回もやっている事業になります。

公道を走るに当たっては、警察に所定の手続きをとっており、当日、沿道というかコースにはボランティアが立って安全管理をするということと、先ほどの計測、ICチップとつながるのですが、一斉スタートではなくて、順次スタートします。一斉に100人走ると危険ですので、少ない人数で順次スタートしていく。ただ、ICチップをつけていますので、いつスタートしても、スタートとゴールのところで正確に計測できるということで、そういった安全管理の面も含めてこのICチップの計測を導入しているところでございます。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。

○清水委員 過去の事業実績ですが、これを見せていただくと、既に幾つか事業が行われていると思います。これにつきましては、文京区の後援はあって、教育委員会の後援はとりあえず今まではなかったということよろしいのでしょうか。

○教育総務課長 この団体は、これまでもここに書いてある全てではないですが、多くの事業で教育委員会の後援をしているものでございます。

○清水委員 今回は今までとは内容が違うから、改めて教育委員会の後援をということよろしいのですか。——どうもありがとうございました。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。

○坪井委員 今おっしゃった過去歴ですが、今の1.2キロ、2.4キロ走を過去に何度もやっているという意味ですか。それとも、マラソン12時間リレーとか3時間マラソンとかがあるので、それをやっているのか。1.2キロ、2.4キロがあったということなのかどうか。

○教育総務課長 16ページの過去の実績は、今回の申請団体の過去の事業実績ということで、今回の1.2キロではなくて、この団体が過去にいろんな事業を行っておりますその実績を記載したものでございます。

○坪井委員 1.2キロ、2.4キロは区の後援でやっていたのかということですか。

○教育総務課長 そうです。区の後援でやっておりました。ここには書いていないのですが、

○坪井委員 もし教えていただけるなら、過去に何回ぐらいやって、どのくらいの参加者があったのかということをお教えいただけますか。

○教育総務課長 そのこのところは今、確認できておりませんので、後ほど改めて確認させていただきます。

○丹羽教育長 そのほかご意見、ご質問はございますか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めするということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

### 第33号議案 「オレンジフェスタ～親子でワクワク体験しよう！拓大の世界～」の後援名義の使用について

○丹羽教育長 次に、第33号議案「オレンジフェスタ～親子でワクワク体験しよう！拓大の世界～」の後援名義の使用についてでございます。この件について説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第33議案、「オレンジフェスタ～親子でワクワク体験しよう！拓大の世界～」の後援名義の使用につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 ページの後援名義使用申請書をご覧ください。

申請団体は、拓殖大学オレンジプロジェクトチーム。

代表者は、川口高志でございます。

事業名は、「オレンジフェスタ～親子でワクワク体験しよう！拓大の世界～」。

実施は、令和6年9月23日(月)を予定しております。

実施場所は、拓殖大学文京キャンパス内でございます。

本事業は、幼児から小学生向けの楽しく学べる、さまざまな体験コーナーを教職員、学生が用意し、子どもたちの教育の向上に寄与することを目的としております。

対象は、大学近隣の地域住民でございます。

参加費は無料となっております。

このほか、資料といたしまして、実施要項、事業予算書、チラシ等がございます。

以上の内容を、後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 この説明につきまして、ご意見、ご質問等がありますでしょうか。

○清水委員 参加も無料ですし、非常に素晴らしいプロジェクトではないかなと思いますし、後援に関しては全く問題ないかと思います。

細かいことで申しわけないのですが、1つ確認です。「大学近隣」というのはどの程度の範囲を言うのか、教えていただければと思います。

○教育総務課長 明確なところはちょっとわからないのですが、近隣の町会とか近隣の小学校、そういったところにご案内をするという形になっております。

○清水委員 例えば、遠くの方が参加したいというときでも、それは別に拒否をする、そういうものではないということよろしいのですか。

○教育総務課長 そのように聞いております。

○丹羽教育長 ほかにご意見、質問、ございますでしょうか。

○坪井委員 ネーミングなんですけれど、このチラシを見れば拓殖大学で行われるということはわかるんです。ネーミングが「親子でワクワク体験しよう！拓大の世界」という、このネーミングは教育委員会的に問題ないんでしょうかというのがちょっと疑問なんです。拓殖大学の紹介みたいに見える。今、子どもが減っているので、小さい子どものときから大学が人を確保するためにいろんなことをやっていると聞いているんですけど、そういう意味で、拓殖大学の名前が入り過ぎていないかなというのがちょっと心配なんです。教育委員会として大丈夫ですか。

○教育総務課長 ここに名前が入っていることをもって問題とは考えておりませんが、ただ、主催者にはその旨のご意見は伝えて、これを変えられるのかどうかというところを検討していただく余地はあるかなと思っております。

もともと拓殖大学ということは前面に出ているので、いわゆるサブネームのところで「拓大の世界」と出るのは、そこまでは問題ではないかなと認識しております。

○坪井委員 別にこれが問題だと感じるのではなく、じゃあ次に文京区内の跡見学園女子大学の「跡見大学の世界」というのが来たり、大学はいろいろあるじゃないですか。東京大学の世界もあれば、大学は幾つもあると思うんですけど、そういうのが来るたびに垣根がなくなっていく。大学はそれぞれ自分たちのところに募集したいときにそういう名前を使ってもよくなっていきますよね。その辺の心配です。だから、別にどこの大学じゃなくちゃいけないとか、どこの大学はいけないとか、そういうことを言う必要はないんだけど、1つの大学のプロパガンダのために使われるということが今後あるとすると、慎重になっておいたほうがいいのかとちょっと思ったということなんです。

○清水委員 坪井委員のご意見に賛成です。文京区には順天堂もあるんですけども、今までこういった形で大学名が出たことがあるのかどうか、教えていただけますか。

○教育総務課長 今すぐ出ませんので、確認させていただきます。

○福田委員 たしか東大なでしこフェスティバルがあります。それは僕が主催だったので覚えているんですけど。おっしゃられていることはすごくよくわかるのですが、大学名が出たことはあると思います。

○丹羽教育長 私、大学名を載せるというのは、場所の宣伝もあるのかなと思いました。どこでやるかがわかりやすいということなのかなと思いました。例えば、東大とかもいろんなイベントをやりますよね。後援名義を取っているかどうかは確認してもらいますが、いろんな大学が地域の人を呼んだようなイベントとかで、大学名を入れることで、どこでやるかがわかるというのはあるのかなと思いました。

○坪井委員 これも、拓殖大学オレンジフェスタとなっているので、それ自体は別にいいと思うんです。「拓大の世界」という、その表現が、拓大を知らせますよという感じに聞き取れちゃう。その意味なんです。

○教育総務課長 今、過去の事例を確認いたしました。名称の中に大学名、例えば中央大学サイエンスセミナーですとか、大学名がタイトルの中に入る例はございます。ただ、「拓大の世界」という形とはちょっと違うものなので、同じような形が出ているのがあるかというところは、現時点

では確認できていません。

○清水委員 たとえ過去にあったとしても、やはり今後こういったところはこの場で考える必要があるということで、その都度、こういう形で検討していけばいいと思いますし、今回はネーミングをちょっと考え直してくださいというところで、こちらの意見として伝えていただければ良いのではないかと思います。

○丹羽教育長 では、そのようにしていただくということで、ほかにこれについてご意見、ありませんでしょうか。

そうしましたら、この件につきましては、提案理由のとおり、お認めしてよろしいでしょうか。

○坪井委員 表題部分をどうするか。

○教育総務課長 それでは、主催者に、ここを削るなり何か違う形にするなりという申し入れをする形で……。

○福田委員 頭につければいいんじゃないですかね。

○坪井委員 それはなっているんですよ。チラシのほうは「拓殖大学 オレンジフェスタ」となっているんです。サブタイトルが何で「親子でワクワク体験しよう！～拓大の世界～」かなというのがね。

○福田委員 確かに、言われてみるとサブタイトルがちょっとね。恥ずかしながら、言われて気づきました。

○丹羽教育長 では、「拓殖大学オレンジフェスタ～親子でワクワク体験しよう！～」という事業名に変えてもらうように申し入れることができるか。

○教育総務課長 今、参考情報として、区長名義の後援も申請が出ているということで、そちらのほうは承認する方向で進んでいるという情報がございます。このまま承認するという形です。

○坪井委員 区長は区長でなさればいいんですけど、教育委員会として、要するに学校を管轄するところが1つの大学に肝いりみたいな感じは、やっぱりやめたほうがいいんじゃないかという意味合いが、ここの意見は多いと思います。そういうことで意見を言うていただくことはよろしいでしょうか。

○教育推進部長 今、この教育委員会の中でそういったご議論をいただきましたので、事務局としては、このような教育委員会の議論のいきさつですとか趣旨は相手方には伝えさせていただきます。ただ、それをもって必ずこの「拓大の世界」が削られる、そういったことまでを現時点で事務局で保証することはできませんので、こういったご意見がありましたということのご報告、申し入れはするところまででございます。

○丹羽教育長 では、お諮りしてもよろしいですか。

○清水委員 時間的な余裕はどうなんですか。すぐ後援を認めないといけないということなんでしょうか。

○教育総務課長 主催者から特に、いつこれを周知するということは聞いていないところがございます。9月23日が開催日ですので、恐らく少しでも早く周知したいという思いはあるかと思います。

○丹羽教育長 この名前では承認しないという考え方も出てくるわけですが、皆様、ご意見を願

いできますか。今の感じだと、このタイトルでは今回は承認できないという形になりますが。

○清水委員 そうなってしまうのではないですかね。もし変更していただいたら、区長部局でまた変更の承認をしていただくことも可能なんですか。

○丹羽教育長 区長部局は承認するのですね。

○教育総務課長 区長部局はこのまま承認する方向だそうです。

○丹羽教育長 区長の、文京区の後援名義はつく。教育委員会の後援名義はつかないという形になるわけですね。

○教育総務課長 あるいは、今回継続にさせていただいて、改めてそこを主催者に確認して……。

○清水委員 変更していただけるならこちらでも認めますし、区長部局は一回認めていますけど新たなほうでもう一回認めてもらうことはできるんですか。一回認めると、それは覆らないということもあるのですか。

○教育総務課長 チラシとかの周知の仕方の内容は、例えば区長部局が、ここの部分が変わったとして、後援名義をする、しないの判断には恐らく影響はしないだろうと考えられます。例えば、区長部局がこの内容で承認して、教育委員会が変えることを条件に承認したとしても、最終的に変わったもので周知しても、区長部局がそれは違うでしょうという話にはならないと思います。

○丹羽教育長 それでは、これについては継続ということですか。

○教育推進部長 それでは、事務局からのご提案なんですけれども、今、教育委員の先生方からこういったさまざまなご意見が出ました。まずは事務局といたしましては、先ほど申し上げたとおり、今回の教育委員会の経緯ですとか趣旨を主催者側にお伝えします。それで、わかりましたということで今、問題になっている「拓大の世界」という表現を変えていただくというところであれば、継続ということではなくて、承認という形でよろしいのかなど。ただ、これでやらせてもらいたいということであれば、時間的には厳しいですけれども、次回、8月6日に教育委員会がございますので、そこでもう一回諮っていただいて、そのときに後援名義にするかどうかということをもう一回ご判断いただくという形ではどうでしょうか。

○清水委員 このまま変えられないというのでしたら、教育委員会の後援名義はなしとなりますでしょうか。

○教育推進部長 もうなし。そういう付帯条件をつけてということでございますか。

○丹羽教育長 そうしましたら、次回の教育委員会にはかけない。

○小川委員 どうなったか報告いただく感じですね。

○丹羽教育長 そうしましたら、この件については、事業名を変更した場合には承認する。事業名が変更されなかった場合には承認しないという結論ということではよろしいでしょうか。

(異議なし)

○坪井委員 変更するって、この「拓大の世界」という言葉が取れるという意味ですね。これがまた何か変更になるとすると、もう一回審議しなきゃいけないんだろうと思いますので、そういう意味だということ。

○丹羽教育長 「拓殖大学オレンジフェスタ」だったらいいということでもいいのですね。「拓大の世界」を取った場合ということですね。では、取れた場合には承認する。それがなくならない場合は

承認しないという結論にしたいと思います。ありがとうございます。

### 第34号議案 文京区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則

○丹羽教育長 次に、移ります。第34号議案「文京区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則」についてでございます。この件について説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第34号議案、文京区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、学校施設使用の予約申し込みに当たり、令和4年8月より導入したインターネット施設予約システムの運用について、団体間における利用機会の公平性をより一層確保するため、抽選申込方法等を変更することに伴い、文京区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、まず4ページをご覧ください。

今回の規則改正により、優先団体に加え、一般団体の抽選申込が可能となります。第3条第1項第2号において、一般団体の抽選申込期間を毎月6日から10日としております。これに伴い、3ページの第3条第1項第1号において、優先団体の抽選申込期間を毎月1日から5日に変更します。

なお、区外団体につきましては、最近1年以上利用実績がないこと、優先団体と一般団体の予約で学校施設使用の予約枠がほぼ埋まる状況に鑑み、学校施設使用の対象外といたします。

次に、5ページをご覧ください。第3条第4項において、一般団体の抽選申込回数は、小学校・中学校、合わせて3回としております。優先団体の抽選申込後、空いている予約枠について、全30校の抽選申込が可能となります。

なお、優先団体の抽選申込方法について変更はございません。

最後に、付則をご覧ください。本規則の施行期日は、令和6年9月1日でございます。9月1日より、翌月10月分の学校施設使用の予約申し込みに際し、一般団体の抽選申込が開始となります。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 この説明につきまして、ご意見、ご質問等がありますでしょうか。

○清水委員 この参考資料は非常にわかりやすいんですけども、これで見ると、現行だと抽選申し込みが小10枠、中5枠で、変更後だとそれプラス小・中合わせて3枠というのが一般団体であるので、結局3枠ふえることになると思うんですけども、3枠ふえることに関しての問題について、今まで大体何枠だったのかということもわからないので、その辺から教えていただければと思います。

○学務課長 こちらの枠は午前とか午後、夜間といったことで、それを1枠と考えているところでございます。

直近の状況をお話ししますと、優先団体で抽選申込をした際に、900をちょっと超えるぐらいの枠がございます。実際、一般団体が300ぐらいございますので、そこを仮に3枠ずつ分け合うと大体埋まるぐらいのボリューム感ということで設定した枠数ではございます。

ただ、実態として活動している地域から遠く離れた学校を使うことはあまりないですし、近隣の学校の中で使える場所を一般団体のほうで申し込んでいただいて、抽選の結果、何枠かを使える。

それが上限としては3枠になるという考えで、今回取り扱いを変えたという経緯がございます。

○清水委員 特に枠数が不足することが起きてしまうとか、そういうことはないということによろしいですね。

○学務課長 そういったことはございません。もちろん、申込が集中すれば、抽選ですから、その枠は使えなくなるということがありますけれども、全体で見たときに枠数がそもそもなくて、3枠と言われてもという状況は生じないということでございます。

○丹羽教育長 ほかに何かございますでしょうか。

○坪井委員 私は物わかりが悪くて申しわけないんですけど、このことを決める前は、一般団体が使うことがもっと狭まっていたということなんですね。

○学務課長 参考でお示ししている表をご覧くださいのがわかりやすいかと思うのですが、「現行」というところです。抽選申し込みで優先団体が毎月1日から7日までということで、ここで抽選が行われます。その後に、8日以降、随時申込と書いてあるところですが、こちらは優先団体も一般団体も含めて先着順ということになっておりました。もちろん、枠数としては同じなんですけれども、そこで要は早い者勝ちのような形になってしまって、所定の時間に申し込みができなかったりすると、結果としてほぼほぼ取れなかったというような声もいただいているところでもあるので、特に優先団体についてはもともと優先の枠といいますか抽選の枠があったところで、特に一般団体のほうは早い者勝ち、先着順のところでは施設を利用できないという状況があったので、そこを、決められたこの期間の中で申し込んでいただいて、抽選という形をとることによって、一般団体間でも幅広くといいますか、利用可能になるということを狙いとしているところでございます。

○坪井委員 もう一点ですけど、「抽選申し込みの上限回数」とあります。これは利用回数ではなくて、申し込んだ回数で制限するという意味なんですか。

○学務課長 お見込みのとおり、3枠の申し込みが可能という形にしております。

○坪井委員 1回の申し込みについて3枠。

○学務課長 毎月6日から10日の間に、枠数で言うと3つの枠、〇〇小学校の空いているところ、〇〇中学校の空いているところとか、そういうことで3つの枠に対してお申し込みが可能になるという制度設計になっています。

○坪井委員 そうすると、そのうちのどこか1つが抽選で当たればそこになるということですか。それとも3回やっていいということですか。

○学務課長 全て抽選しますので、もし3枠申し込んだところ全てが当選だったり、ほかに競合することがなければ3枠確保できますし、全部が競合して抽選の結果、ゼロになる可能性ももちろんあり、その後は完全に随時申込ということで、先着順で、それ以外の枠をお申し込みいただくという流れになります。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、お諮りいたします。ただいまの件につきまして、提案理由のとおり、お認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 ありがとうございます。そのように決定させていただきます。

### 第3 報告事項

#### (1) 令和6年6月定例議会の審議概要について

○丹羽教育長 続きまして、報告事項に入らせていただきます。

本日は2件ございます。最初に、「令和6年6月定例議会の審議概要について」です。この件について、説明をお願いいたします。

○教育総務課長 それでは、資料第1号をご覧ください。先日行われました6月議会の文教委員会の案件となっております。

内容といたしましては、議案が1件、報告事項が7件ということで、この議案1件につきましては、子ども家庭部からの提案となっております。

報告事項の7件につきましては、いずれも教育局からの提案となります。これらの内容につきましては、いずれも前回までの教育委員会において報告した内容と同じでございます。

次のページ、定例資料のほうですが、こちらは5月の教育委員会でお配りしたものと同一内容となっております。

次のページは、本会議一般質問の教育長答弁になります。今回は質問が全部で38件ございました。内容につきましては、多岐にわたっておりますが、この中で主なものといたしましては、コロナ対策の検証について、あるいは不登校対策について、中学の部活動について、学校施設の整備等についてなどがございます。

資料第1号についての説明は以上となります。

○丹羽教育長 ただいまの説明について、ご質問またはご意見がもしございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

よろしいですか。

ありがとうございます。

#### (2) 文京区立小・中学校特別教室改修工事設計業務委託事業者の決定について

○丹羽教育長 次に、「文京区立小・中学校特別教室改修工事設計業務委託事業者の決定について」。説明をお願いいたします。

○教育推進部副参事 それでは、文京区立小・中学校特別教室改修工事設計業務委託事業者の決定について、ご報告いたします。

こちらは1「公募の概要」にございますとおり、築30年以上が経過している区立小・中学校16校93教室を4つの契約に分割して募集を行ったもののうち、前回のご報告時に決定していなかった2契約について再度公募を行ったものでございます。

2「選定された事業者」ですが、(1)林町小学校外4校については応募事業者を審査した結果、選定評価基準で示されている基準点に達しなかったため、委託事業者なしとなっております。

また、(2)第八中学校外2校については、株式会社ニッテイ建築設計を選定しております。代表者、所在地は記載のとおりです。

3「選定方法」ですが、公募によるプロポーザル方式とし、一次審査で書類審査、二次審査でプ

レゼンテーション及び質疑応答、これの価格評価点を加えまして、合計得点の高いものを選定しております。

4「選定結果」ですが、(1)林町小学校外4校については、記載のとおり、一次審査、二次審査の合計点が満点の6割でございます510点を超えなかったことから、委託事業者なしとなっております。

次ページをご覧ください。(2)の第八中学校外2校については記載のとおり結果となっておりまして、こちらは前回のプロポーザルで一中外2校の契約を締結しております株式会社ニッテイ建築設計を選定しております。

5「経過及び今後のスケジュール(予定)」ですが、本年の6月7日に一次審査、同月10日に二次審査を行い、7月1日に契約締結、現在基本設計を進めており、令和9年3月までに全ての実施設計まで完了させる予定としております。

なお、今回の公募で選定事業者が決定しなかった、掲載しております林町小学校外4校につきましては、ここまでのプロポーザルの知見を仕様書に盛り込む形で指名競争入札を実施いたしまして、委託事業者を決定し、7月5日に契約しておるところでございます。

説明は以上となります。

○丹羽教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

○坪井委員 今の制度を説明していただけますか。今回2回やって、そしていなければ指名競争入札になる。そういう規定があるということなんでしょうか。教えてください。

○教育推進部副参事 取り決めは特段ございません。プロポーザルを行うのか、指名競争入札を行うのかというのは契約に向けての手法でございますので、区のほうで判断をして、どちらかを選ぶという形になります。

○坪井委員 その場合、プロポーザルの方法をとると指名入札をとると、どこが利害得失あるんでしょうかね、区にとっての。

○教育推進部副参事 プロポーザル方式を行う場合は、価格による審査だけではなくて、その事業者からの提案を受けて、その提案内容の審査を行って、価格の評価点との合計点で事業者を選定するという審査方法になっております。

一方、指名競争入札の場合には、区のほうで指名した事業者が入れてきた入札金額のうち、最も金額の低い事業者を選ぶという形になっております。

今回は多拠点を同時に改修を行う形ですので、例えば1つの契約でも、5校23教室を3カ年かけて設計、施工監理もしていく形になりますので、事業者の体制であったり、広範囲の改修を同時に行うことへの事業者の提案、ノウハウを比較検討したいということがありまして、当初はプロポーザル方式を選択したものでございます。

○坪井委員 そうしますと、プロポーザル方式で担当できるところがなかったときに、指名競争入札で価格だけで決めると質が落ちるとかということはないんでしょうか。

○教育推進部副参事 ここまでの2回のプロポーザルによって、事業者が実施し得る現実的ないろいろな工夫の情報、知見を我々は蓄えることができましたので、これらを踏まえた内容を仕様書に盛り込むことによって、今回最終的には指名競争入札という形をとりましたけれども、質を担保し

た形で事業者を選定できたものと考えております。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。

○清水委員 発注のほうで株式会社ニッテイ建築設計に決まったということなんですが、この評価を見てみますと、価格評価点が非常に低いのですが、1位、2位とも同じ得点ということは、同じ価格で出してきたということでしょうか。

○教育推進部副参事 プロポーザルにおける価格評価点につきましては、教育委員会のほうで限度額を定めまして、その限度額からの乖離のパーセンテージによってどれぐらい離れているか。離れていけば離れているほど得点が高くなりますが、近いと点数が近くなる。その幅によって25点、50点、75点と、幅があるので、同じ金額だったわけではないですけれども、同じ範囲の中のご提示があったということになります。

○清水委員 わかりました。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

以上が用意した案件全てでございます。

#### 第4 その他の事項

○丹羽教育長 第4「その他の事項」になりますが、この際ですので、何かございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、第7回定例会はこれをもって終了させていただきます。お疲れさまでございました。

(14:48)

令和6年7月11日

議事録署名人

教育長

委員